

# 「子ども・子育て支援新制度」がはじまります

## 1 「子ども・子育て支援新制度」とは？

幼児期の学校教育や、保育、地域の子育て支援を総合的に進めていくもので、平成27年4月からスタートする予定です。

- 保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会を目指します。
- 幼稚園と保育所のいいところをひとつにした「認定こども園」の普及を図ります。
- 幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上を進めます。

## 2 どんな施設・事業が対象になるの？

### (1) 教育・保育施設

幼稚園（11施設） 幼児期の教育を行う施設  
（3～5歳）  
さまざまな遊びを中心とした教育により、小学校以降の教育の基礎をつくるための学校です。  
※幼稚園は、事業者の意向により、新制度に移行する園と、現行のまま継続する園があります。

保育所（11施設） 保育が必要な乳幼児を保育することを目的とした施設  
（0～5歳）  
保護者が就労などのため、家庭で保育できないお子さんを、保護者に代わって保育する施設です。

認定こども園 教育と保育を一体的に行う施設  
（0～5歳）  
幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。  
※現在、市内にはありませんが、今後、整備を推進していくこととしています。

### (2) 地域型保育事業

原則19人以下の単位で、保護者が就労などのため、家庭で保育できない0～2歳のお子さんを、保護者に代わって保育する事業です。

家庭的保育事業 家庭的な雰囲気のもとで少人数（5人以下）を対象に、きめ細かな保育を行います。

小規模保育事業 少人数（6～19人）を対象に、きめ細かな保育を行います。

※ 3～5歳のお子さんが利用する、市内の「小規模保育所（へき地保育所）」とは異なるものです。

居宅訪問型保育事業 障害・疾病などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。

事業所内保育事業 会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。

### 3 手続きはとうなるの？

新制度では、施設等の利用を希望される保護者の方は、次の区分により、認定を受けていただくことになります。

- ① 1号認定（教育標準時間認定） → 入園内定後の手続きを想定  
お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合  
利用先 幼稚園，認定こども園
- ② 2号認定（保育認定：満3歳以上） → 入所申込みと同時の手続きを想定  
お子さんが満3歳以上で、保護者の就労や疾病等の事由により、保育を必要とする場合  
利用先 保育所，認定こども園
- ③ 3号認定（保育認定：満3歳未満） → 入所申込みと同時の手続きを想定  
お子さんが満3歳未満で、保護者の就労や疾病等の事由により、保育を必要とする場合  
利用先 保育所，認定こども園，地域型保育

### 4 保育を必要とする場合って、どんなとき？

#### （1）保育の必要性

新制度では、保育を必要とする事由として、次のいずれかに該当する必要があります。

- ① 就労
- ② 妊娠，出産
- ③ 保護者の疾病，障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動（起業準備を含む）
- ⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要なこと
- ⑩ その他、上記に類する状態として市が認める場合



※ ⑥～⑨が新制度により追加された事由

#### 変更点

新制度では、同居の親族の状況を問わず、保護者本人の事由により、保育の必要性を判断します。（ただし、同居の親族が保育可能な場合は優先度を調整）

## (2) 保育の必要量に応じた区分

2号認定または3号認定を受ける方は、さらに、保育の必要量によって、「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

### ①「保育標準時間」利用

主に、保護者のいずれもが、フルタイム勤務を想定した利用。利用可能時間は最大11時間。

### ②「保育短時間」利用

主に、保護者のいずれも、または、いずれかがパートタイム勤務を想定した利用。利用可能時間は最大8時間。

## 5 保育料はとうなるの？

給付の対象となる施設・事業を利用する場合の保育料は、各世帯の所得状況に応じた負担を基本に、国が定める水準を上限として、市が設定します。

当該年度の市町村民税所得割の額により、算定されます。（毎年9月に切り替えの方向）

私立幼稚園では、保育料を任意に設定していますが、新制度に移行する場合は、市が設定する保育料となり、当初から応能負担となります（就園奨励費はありません）。

## 6 そのほかの施設はとうなるの？

### (1) 小規模保育所（へき地保育所）

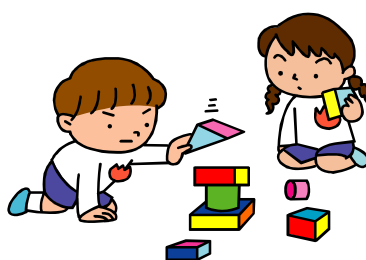
新制度には移行しないことから、手続き等については変更ありません。

※ おもに0～2歳児が利用する「地域型保育事業」とは異なります。

### (2) 認可外保育施設

新制度における「地域型保育」に移行することも考えられますが、その場合、市が定める基準を遵守することが必要です。

施設が新制度に移行する場合、その施設の利用にあたっては、保育の認定が必要になりますので、広報等でお知らせしていきます。



## 7 まとめ

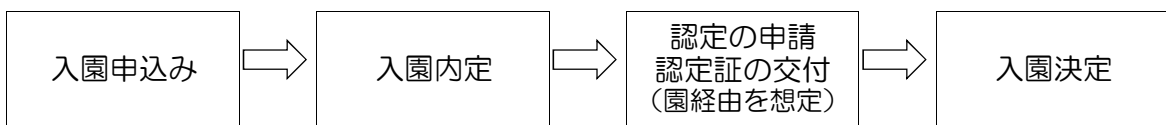


	教育（3～5歳）			保育（0～5歳）
	私立幼稚園 （現行のまま）	私立幼稚園 （新制度に移行）	公立幼稚園	認可保育所
	5施設		6施設	11施設（公9・私2）
① 支給認定（認定区分）	不要	要 （1号）	要 （1号）	要 （2・3号）
② 利用申込み先	園	園	市	市
③ 利用調整・選考	園	園	市	市
④ 保育料設定	園が任意に設定	所得に応じて 市が設定	所得に応じて 市が設定	所得に応じて 市が設定
⑤ 保育料納付先	園	園	市	市
⑥ 就園奨励費	有	無		
⑦ 保育の必要量				保育標準時間 保育短時間

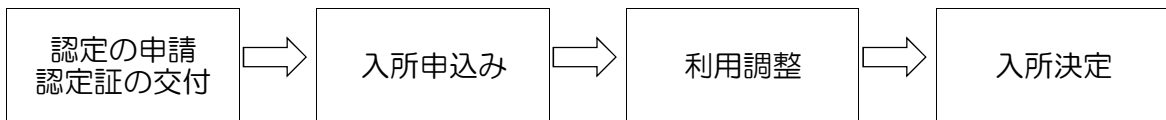
## 8 入園・入所までのスケジュール



（1）幼稚園の場合（新制度に移行する施設）



（2）保育所の場合



お問い合わせ先

気仙沼市保健福祉部子ども家庭課育成支援係

電話：0226-22-6600 内線442・443